

令和7年度大田区物価高騰における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金交付要綱

制定 令和7年3月17日 6福障発第15141号区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス又は障害児通所支援（以下「障害福祉サービス」という。）の事業所・施設（以下「事業所」という。）が物価の急激な高騰の影響を受けて要する経費に対し、区が大田区物価高騰における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金（以下「支援金」という。）として交付することにより、当該事業所が継続して安定した障害福祉サービスの提供を維持することを目的とする。

(交付の対象事業所)

第2条 支援金の交付対象となる事業所は、令和7年4月1日時点で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく別表第1のサービスの種類の指定を受け、大田区内に所在地を有し、今後も障害福祉サービスの提供を継続する意思のある事業所とする。ただし、休業中の事業所は、除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区立及び都立の事業所は対象としない。

(支援金の申請者)

第3条 支援金の申請者は、対象事業所を運営する法人（以下「申請者」という。）とする。

(支援金の額)

第4条 支援金は、物価高騰の影響を考慮し設定した別表第2に規定する1事業所当たりの交付額とする。

2 支援金の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象期間に支払う次に掲げる経費とする。

(1)光熱水費

(2)食材費（昼食提供のない通所系サービス事業所を除く。）

3 この支援金に係る経費の補助対象期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

4 支援金は、1回限りの申請とし、区は予算の範囲内において交付するものとする。

5 第2条で規定する補助対象事業所が他の制度により、対象となる経費の補助を既に受けているときは、当該経費については、この要綱の補助を受けることはできない。

(支援金の申請)

第5条 申請者は、令和7年度大田区物価高騰における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金交付申請書（別記第1号様式）及び事業所別内訳書（別記第2号様式）を作成し、令和7年5月30日までに区長に申請するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、区と協議の上、別に指定する期日までに申請することができる。

(支援金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し適当と認めるときは、速やかに支援金の交付を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 区長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、令和7年度大田区物価高騰における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、支援金を交付できないと決定したときは、令和7年度大田区物価高騰における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の撤回）

第8条 申請者は、前条第1項による当該通知における決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができるものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。

（2）支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 第7条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 区長は、申請者に、特別の事情が生じたときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれを付した条件を変更することができる。

（支援金の支払い）

第11条 区長は、第6条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に支払うものとする。

（支援金の返還）

第12条 区長は、第9条第1項又は第10条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において既に支援金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第13条 区長は、第9条第1項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命じたときは、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、申請者に支援金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第14条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、申請者

の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 区長は、第13条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 区長は、申請者に対し支援金の返還を命じ、申請者が当該支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

(調査)

第17条 区長は、支援金に関し必要と認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(財産処分の制限)

第18条 申請者は、当該支援金により取得し、又は効用を増加した財産を、支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、支援金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の整備及び保管)

第19条 申請者は、支援金に係る関係書類を、区長の求めに応じて提出できるように整備し、当該事業の属する会計年度終了後5年間は保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱において同日までに支援金の交付の決定を受けた事業者に対しては、引き続き効力を有する。

別表第1（第2条関係）

1	障害者総合支援法第5条に規定するサービス
	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	生活介護
	短期入所
	施設入所支援
	自立訓練
	就労移行支援
	就労継続支援
	就労定着支援
	自立生活援助
	共同生活援助
	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援
	地域活動支援センター
2	児童福祉法第21条の5の2に規定するサービス
	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	居宅訪問型児童発達支援
	保育所等訪問支援
3	児童福祉法第24条の28に規定するサービス
	障害児相談支援事業所

別表第2（第4条関係）

事業所の種類	サービスの種類	1事業所当たりの交付額
入所系サービス (※3)	施設入所支援	定員×15,000円
	短期入所（空床による場合は除く。）	
	共同生活援助	
	宿泊型自立訓練	
通所系サービス (※3)	生活介護（※1）	昼食提供あり 利用定員×9,000円 昼食提供なし 利用定員×7,000円
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	地域活動支援センター	
	児童発達支援（※2）	
	放課後等デイサービス（※2）	
訪問系サービス (※4)	居宅介護	1事業所 40,000円
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	就労定着支援	
	自立生活援助	
	計画相談支援	
	地域移行支援	
	地域定着支援	
	障害児相談支援事業所	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

(※1) 生活介護の定員は、施設入所支援の定員を差し引いた定員数とする。

(※2) 多機能型の定員は、1回に支援できる最大の定員数とする。

(※3) 同一建物内で複数の通所系サービス種別を実施している対象事業所は、事業所番号ごとに申請することができる。

(※4) 同一建物内で事業所番号が異なる複数の訪問系サービスを実施している場合は、どちらか一方を対象とする。また、訪問系（ヘルパー事業所等）については介護保険と障害の2本の指定を受けている場合は、介護保険を対象とし、障害は対象としない。